

公益社団法人福岡県看護協会総会議事運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県看護協会（以下、「本会」という。）定款細則第18条により、総会の運営に必要な事項を定める。

(登録)

第2条 本会の代議員（以下、「本会代議員」又は単に「代議員」という。）は、開会定刻までに登録を済ませ、代議員章を装着し、議場に着席しておかなければならない。

(役員等の出席)

第3条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本会の職員等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を得て総会に出席することができる。

(議長承認前の進行)

第4条 議長が承認されるまでの間は、会長を仮議長とし、会長の指名した者が会の進行を司るものとする。

(開会)

第5条 定款第16条に定める総会成立要件が満たされたときは、前条に規定する者は、会長の指示により開会を宣言する。

(開会時刻の繰下げ)

第6条 会長は代議員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰下げることができる。この場合、既に入場している代議員等に対し、遅滞なく繰下げられた時刻を通知しなければならない。

(議長団の承認)

第7条 会長は、定款第15条に基づき選出された議長団について、出席代議員の承認を得なければならない。

(議長職務の分担)

第8条 議長団は、登壇し議長席に着き、議事進行における議長職務の分担について協議決定する。

(議案の提出)

第9条 会長は、総会に付する議案を、文書をもって議長に提出しなければならない。

(主旨説明)

第10条 議長は、提出された議案について、その提出者

に主旨説明を行わせた後、審議に入るものとする。

(関連議案)

第11条 議長は、関連する議案については、総会に諮り、これを一括して議題とすることができる。

(発言)

第12条 出席代議員並びに正会員が発言しようとするときは、指定のマイクの前に立ち、議長から許可を受けた後発言する。発言に先立ち自己の氏名、職種及び所属を名乗らなければならない。

2 議長は、発言を求める者が2人以上あるときは、原則として、先に発言を求めた者から順次許可する。

3 議長が討論のため発言しようとするときは、降壇して代議員席に着き、議長席には代理を着かせなければならない。

4 議長が討論に参加したときは、その議題の評決が終わるまで議長席に復することはできない。

5 発言は簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(質疑)

第13条 出席代議員は、議題に関する事項の説明又は報告終了後に、当該議題について自由に質疑をすることができる。

2 出席正会員は、議題について議長の指定する時間帯において質疑することができる。

(説明の拒絶)

第13条の2 前条の質疑が次の理由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

(1) 質疑事項が総会の目的事項に関しないものである場合

(2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 説明をすることにより本会、当該代議員又は正会員を除くその他の者の権利を侵害することとなる場合

(4) 説明をするために調査を行うことが必要である場合

(5) 質疑が重複する場合

(6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(討論・採決)

第14条 議長は、質疑が終結したとき、質疑の終結を宣言し、議案を討論に付す。

2 議長は、討論が終結したとき、討論の終結を宣言し、議案の可否を採決する。

(動議の提出)

第15条 議長は、出席代議員より動議の提出があったときは、当該代議員に当該動議の説明を求め、第16条、第17条又は議長の議事進行に基づき、当該動議を議題とするか否か判断する。ただし、当該動議が第17条の2に該当する場合はこの限りではない。

(優先動議)

第16条 次の動議は、ほかの議事に優先して取り扱い、少なくとも賛否各1名の討論の後直ちに採決に入らなければならない。

- (1) 議事の進行、討論の打ち切り、休憩又は休会
- (2) 議長不信任
- (3) 大会の秩序保持に関する事

2 前条第二号の審議においても、議長は職務を行うことができるものとする。

3 前二項の動議の採決は、定款第17条第1項及び第2項に準ずる。

(議案の修正)

第17条 議案を修正しようとする出席代議員は、修正案をあらかじめ議長に提出し、その趣旨を説明しなければならない。

2 議長は討論の終結後、前項の修正案につき、まず採決しなければならない。

3 同一議案について数個の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。

4 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(動議の却下)

第17条の2 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき
- (4) 法令、定款その他本会が定める規則等に適合しないとき又は権利の濫用に当たるとき

(秩序の維持)

第18条 議長は、会議の秩序を乱す行為や品位を傷つける行為又は議長の許可を得ない発言があったときは、これを制止又は発言を取り消させることができる。

(特別委員会)

第19条 議長は、議案の調査、文章の起草、又は議事運営に関し必要あるときは、会議に諮り、議事付託に関する特別委員会の設置を会長に求めることができる。

2 会長は、前項の求めがあったときは、後日、特別委員会を設置し、これに議題を付託しなければならない。

(議事の終了)

第20条 議長は、議事がすべて終了したときは、議事の終了を宣言する。

(議事録)

第20条の2 定款第19条に定める議事録には、以下の事項を記載する。

- (1) 総会が開催された日時、場所、議題
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 監事の意見又は発言内容の概要
- (4) 総会に出席した理事、監事の氏名
- (5) 議長の氏名
- (6) 出席代議員数
- (7) 決議事項
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (9) その他議長において必要と認めた事項

(欠席者に対する総会の結果通知)

第21条 会長は、総会の結果を欠席した代議員に対し、適宜な方法により通知しなければならない。

(規程の変更)

第22条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、公益社団法人福岡県看護協会の設立の登記の日から施行する。

附則

1 この改正規程は、令和2年5月1日から施行する。

附則

1 この改正規程は、最初の代議員による総会の日から施行する。